

朝鮮通交大紀
六

リ 5
4978
6



リ 5
4978
6

カ邊 5
1.274
6



朝鮮通文大紀卷之六

光雲院公

一元和元乙卯年 公并手跡六左衛門様にて再通
信使の事成請きにて此年十月禮曹柳
澗 公に復せりの書ありし事

但 此年 神君豊臣氏を滅し給ひて彼
國日本の慶吊にすして使を遣ふの事其の
例無しといひし事注して見たり

一此年禮曹柳澗書成りて 萬松院公の旧圖書
及兒名圖書を還納して新圖書を受らむ事を告
ぐ書ありの事

附 印換の事愚按有リ

一同二丙辰年去年十一月 公又志きくに通信使之事
一を請進しよよて禮曹李瑗此事に復せし書
ありの事

但往年信使を遣はすの事

神君先づ彼國に

隨筆御書ふさきし一回答として渡して今大坂

を減さし其の争戦の事より出て朝鮮のため
に怨を報せらるるに非をいふて我よりして喜
むをいさむやといひて我國先の御書ふさきむ
事をおめしこの事此書内に見たり

一此年十二月禮曹柳希亮書を復せし通信使の事
此の時に至りて成りし事

一此年四月 神君薨り給ひしに由りて吉訃使を
渡さし書の事

附 此の後 公儀告訃此年に例せし事愚按有リ

一同三丁巳年彼國通信使渡せし事附此の時國書
有りし事

附此の時柳川調興朝鮮國書を偽造して又別
幅を取つし根の事并我國書の事何れも愚按
有り

一同四戊午年公書を以て往年黒角を渡さし
かりしよりして其後公質の数を減せらましとあ
りしを以て禮曹李余男書を復して其の元數未々
かりて減せましといひし事

附此の事愚按有り

一同五年釜山館初て成りし事

一同六庚申年公夫人を娶らましし事を彼國
に告らましし事

一同七年酉年宗讚政をして丁巳の報聘として
國王使を渡さましし事

附此事柳川調興公命を偽りし事次第
の事愚按あり

一同九癸亥年朝鮮純孝王即位あり古川右馬助

を以て賀を以たさすの事

附即位賀使此時より始りの事并奉表の事後慶

安三年の所参考ふ所を以ての事愚按あり

一此年大猷君將軍宣下ありの事を彼國に報せら

一此年の事

附告慶の事此時より始りの事并此の時兩國の

一慶事右馬助代りて兼祔て取り行はしめら

一此年の事

附此後告慶の事いつきも愚按あり

一寛永元甲子年通信使を渡せの事附國書ありの

事

一附此の時朝鮮國書柳川調興偽造せ考の事并

此時我國信使に給ふ所の銀幣信使固く此を

一此年の事附我州以前の事公儀

一此年の事御尋ふとあらむ時差らる所記の心得の事

此処に記し置きの事愚按あり

一此年東萊府使全繳書を以たりて公賃價本平

一本をとつて領取せらむ事を求めの事

一同二乙丑年 公書を禮曹に以たりて彼國公貨價本を減
せし之事代告らまじし之事

附 此事愚按あり

一同三丙寅年始て冊掉之事を告らまじし之事

一同四丁卯年禮曹金湜書を以たりて公貨價本乙丑
年の例の如く平本を以て納むと求めし之事

一同五戊辰年禮曹鄭百昌書を以たりて其乙丑にあり
て當年糸船を停めらまじし事を求めし之事

一同六年金山館修補ありし之事

一同六己巳年僧玄方杉村采女をして朝鮮王城に使
せらまじし之事

一同七庚午府使柳汝格書を復して特に格を破りて
使者上京代許せし事をいひし之事

一同八辛未年禮曹宋克訖 公復せし書あり 玄方采女
帯ひ還りし之事

附此の復書後柳川調興一件の時公儀に呈せらまじし
一 次第の事

一同年十二月彼國刑僉知崔判事をして来りて玄方

を渡す事の謝をいたせし事

附 此時よりして澤司を使たらむ事并信使

節目講定詔を請まの事何事にも思按有り

一此の比明國朝鮮國王日本に婚嫁通せらまといふ

一の説ありしを以て純孝王辨証の奏本ありし事

附 奏本内玄方を使せらまの事を載せし事

事思按有り

朝鮮通交本紀卷之六 宣祖皇帝御世 宣祖二十五年

第廿三代 光雲院公諱義成從四位侍從對馬守

と稱し 順徳時後水尾院御宇 元和元年乙卯 明の萬

曆四拾三年 朝鮮光海七年 此より先記 甲寅年

神君の命を以て 萬松院公通信使の事 彼國に請

ハスル事 彼國禮曹參議全周をして書を復し 此

事を難たむし けり 此年正月初三 萬松院公指

館あり 公頓て上京

兩御所に謁せらるる。齎封事畢、秋七月歸州あり、井
手彌六左衛門をして再び通信使の事を彼國へ求めら
る。是より此年十月禮曹參議書を復せり、其の書
左に記す。

朝鮮國禮曹參議柳潤奉書

日本國對馬州太守平公足下、叶子年、丁卯、夏、
橘使之來、獲承遠信、憑悉珍衛慰浣良多、第審書
中、縷々專以要請信使為懇、茲乃日前明告於貴
島、而先太守之在世實所首會者也、足下當繼志

嗣事之日、遽復提起此款、殆或未之思乎、日本之
有慶吊、我國未嘗遣使、今反以請意甚薄、則無乃
謬歟、我國前因貴島投款、稟請天朝許開金市海
上約條、悉聽天朝裁定、遵奉惟謹、此外絲毫之事
本國不敢有所擅便、況此信使之遣、其可不請於
天朝而徑許貴島哉、事非常例、恐難輕議、願足下
恪循成規、益篤不急、毋負朝廷終始綏懷之德意、
幸甚、統希盛諒、不宣。

橋使来り仍て書意を審々にせり請ふ知信使の事先太
守在世の時詳々に貴島に告たり夫は日本の慶吊に仍
て我國使を遣るの事未だ其例あるに按此時豊臣氏
既滅び城内一統
為しといふを以て其の賀として信使を請はまゆかくいひたり今より以て我をして信使を
通せしめむと亦む其の意甚だ薄し按後の書のみに據
るに慶長五年
神君先づ御書ふさまを以て其回答として信使を遣りあり
今其の御事も無くありて彼國に命し其まを以て未聘し我々
國一統の賀を以たさしむる如くあるを嫌ひ其の礼意甚だ薄しと
いひ又日本の慶吊によりて我國使を遣り例ありといひて未
聘の事を肯あやむおぼらぐ誤あやまてりとも辱し且以前貴
島誠意を以たせしめて我國此まを天朝に呈し

市を釜山に開く事を許るせり凡約条の事いつまも天
朝の裁定にあらばし事ふし今此の信使を遣る
の事此まを天朝に呈しして擅かに貴島に許る
此事を得んむや事常例にあらばし恐らくは軽く議
定し難うらむ願くは足下成規にまたひ朝廷終始の
徳意に肖く事なま
此年十一月禮曹参議柳澗をして書を公に送り
萬松院公の旧印及見名圖書を還し新圖書に換
らむ事を告たり其の書たりに記す

朝鮮國禮曹參議柳涇奉書

日本國對馬州太守平公足下

凡貴島之受命修欵歲遣_二船隻_一者朝廷例給方印
圖書皆以其人之名字刻成篆文用之於書契所
以明章程而辨_中奸濫也茲者足下繼襲先美恪供
世職自當改領圖書幸將先太守所受者及足下
未_二承襲前所用圖書_一先為送納本曹舍舊取新如
何且_二酌菴之弟子及平景直之嗣子_一乃於文書中
猶用_二舊印殊涉謬誤亦須轉論此意使_中之一體遵

行並服_中新休_上此係符驗程式願勿急慢餘莫珍重
不宣

和文

凡貴島我々朝命_二成承_一歲_二船_一遣_二朝廷例_一て其
人の名字を以て圖書を送_二給_一此_二是_一て書契
用ひ_一むるもの_二以て此_一ま_二符驗_一と_一其の奸濫の弊_中
を防ぐ_二為也_一今足下既_二に先世_一に_二継_一其の職_二居
る時_一のおのつ_二改て圖書_一を領_二を_一宜_二く先太守
圖書及_二い足下_一の_二兒名圖書_一を以て一併_二送納_一換

て新圖書を受取り且以厩庵并子及平景直の嗣子
何れも文書中其の旧印を用ゆ甚だ當らざるもの也
又此の意を轉論し同一く其の旧をおくり以て新圖
書を受むるに圖書に以たりて事符驗にあらざる
ものあり幸に怠慢を以たりて

按：印換の事此後十五年を過る寛永六年己巳明
の崇禎二年に至り始めて多田源右衛門をして往死して
領せしめらきたり禮曹參議李基祚をして書を
送らむ其の略々書契所用圖書尚行旧刻雖

存無改之義顧於事体實未妥當茲乃新造以
送須領此意受新納故永以為信といひ此の時
十五年の久しきに至り猶田圖書を用ひらるる事
其の子細ありしを承り誠事の安らざるもの
也

又按：此の後 天龍院公の圖書萬治二年己亥
靈光院公の圖書元祿六年癸酉送り来り同七
年甲戌九月 靈光院公指館 大衍院公封代襲
きたり其年幼少にて 天龍院公再び隣事

を撰せし古川藏人真岡師にて此の事を告ぐま
しはより翌八年乙亥九月彼國又義真旧印を以て
附一東より此時東某府使書一示て前後圖書
請受時必有貴州書契然後上聞自是前例且
合事體而今以權撰異於正任直請有所不敢
為辭示意不帝縷々故茲庸具由稟啓則朝廷
曲加參諒將旧太守刑部大輔平公前日還納
圖書特許賚送謹此奉呈管納幸甚々言ひし
也其後大衍院公の圖書元祿十五年壬午

送り奉りしあり何しと萬松院公勘台圖書あり
に例せしもの也

此年十一月公再び書を禮曹に送り通信を請ひ
まし略三吾殿下至今不忘往年信使之誇光自
前強請而今貴曹非但不許加之以責示事非常
例恐難輕議云如是縷々之意達於殿下則僕之
罪甚過速故閉口不洩其穢智正嗣望伏願俯諒
陋島事勢伺望持一遭遣使刷還擒人以安生靈
是不謂兩全乎今日再次告急賜德意以敦東恩

不勝幸甚と有りて井手彌六左衛門致使と志きり
此事の請きたり翌丙辰年通信の事始て決せし
同二年丙辰明の萬曆四十四年此年四月禮曹參
議李瑗 公に復せし書あり左に記し
朝鮮國禮曹參議李瑗奉復

日本國對馬州太守平公足下

攝使再來書問鼎主憑審珍衛慰浣良深滿帝辭
意整註備曲要乞信使足見貴島誠款日本之勤
滅大坂固出放爭戰實非為我國報怨而或者天

誘其衰假手致此則我國嘉其蕩掃之績遣使報
喜亦是一道况貴島居中行事情勢之逼切朝廷
際已領會但我國於天朝大小機務無不稟報故
上年冬間曾以貴島請使之意委洛鎮江遊擊鎮
府矣昨蒙總督軍門送票鎮江轉咨未及乃以勿
遣信墮其校計為言此則天朝戒飭我國者也第
念貴島之懇祈至此今日之事理宜熟講往年日
本右府亦送書未固要通使我國因此具稟天朝
乃有回答之禮矣茲者日本若遵前例通書致款

則朝廷當即依例據實稟請天朝而信使之遣隣
好之修庶速就完幸望貴島詳諒體行餘莫勉禱
不宣

和文

捕使再び来海信使を請ふの事貴島の誠意も見つ
但日本の大坂を討滅を存実に其の國を争ひ相戦ふ
の事にして我々の國のために怨を報るに非ざるを若
しく彼ら罪惡の極りて天理に背りて手を此人に假つ
て此も我々誅滅せむるを願ふ此も我々の國其の功を

嘉し使をして此より慶をいたし人其の理無犯ありし

按豊臣の朝鮮天啓共にさせるの誓也今神君大坂を平定ありしは
と一朝鮮の爲に誓ひ復せらるるよし一此宜しく使をして其の慶と
以てかく答へしと見たり 是貴島中間にあつて為

信使を請ふ其の情勢の甚だ過る朝廷既此も改察
せし然も我々大小の事此も我々天朝に報知せんとし事

ありしを以て往年冬間貴島通信を請ふの意を以て
鎮江の遊撃府に告ぐ 按萬松院乙卯寅年信使
頃總督

軍門票を鎮江に送り我々に示して信使を遣りて其
の奸計に墮る事ふくまじしを以ては我々天朝我々

國におし、誠むるの意也。但貴島の懇情行カ如此の如し。今日
の事又熟く講議せんむあるを以て、往年日本右
府書を送して固く使を通せむ事を求む。我國仍々此
等天朝にそし、終ひて回答の礼有り也。今も一日
本能く前例の如く書を通し、誠を以てさし、朝廷其事を
天朝に申前例に依りて信使を遣り隣好を修むるを
按：彼國 神君往年先御書
被感し例に依り我々國書致す也幸に貴島此の意を察
して以て此の如く處を盡し

此年十二月通信の事始て成まり時禮曹參議柳希亮

我州に復せし書有り左記

朝鮮國禮曹參議柳希亮奉復

日本國對馬州太守平公足下

橋使之來、承遠書、憑審體履、順迪遙尉、不淺貴
島於通信一事、乞款有年、足下今又申請、克繼先
志、朝廷嘉其誠、相務盡綏懷之義、擬於明年春夏
間、差遣行人、仍奏天朝、勉副輸琛之懇、統惟盛諒
餘希珍重、不宣、萬曆四十四年十二月日

和文

遠く書教を承はは貴島通信の事において此を請ふ事年を経たり足下令又先志を継ぎ専ら此事を求む朝廷其の誠意を嘉し務て其請ふ知むたうひ明年春夏の間有りて信使を差し送るの事此は天朝に奏せり幸に此の意を察せむ事哉
按此の時信使を通さるの事かくつうりとの以前慶長年信使の書 神君先づ御書ふらたりゆ其回答として信使を遣りて兩國の和を約せしものなり此度いたりて彼より

平して先づ信使を通り我が國一統の賀をいたしき回答の例ありてりて彼よりして我が國來り服さる如くあるを嫌ひやなり此教書に據りて其の時勢をおもふなり甲寅年 神君の命改て信使を請ひしより元和三年丁巳にたりたの間四年の久しきを経て通信の事なふやく成りし也

此年四月 神君薨我州使をして國討と朝鮮を告ぐ
按此後寛永九年 台徳君慶安四年

大猷君延宝八年

嚴有君宝永六年

常憲君正徳二年

文昭君同六年

有章君他界ありし時國訃を彼國に告らるし事何

事と此年に例せし也又天和三年徳松君逝き

是し時儲君の訃を告らるし也

元和三年丁巳明の萬曆四十五年朝鮮光海九年吳允

謙朴梓李景稷をして来りて我域内一統を賀し

む攻事撮要に此年を記して先是倭商家康既滅

平秀頼要請信使使數至邊の遣吳允謙朴梓等

回答兼緝探情形具由奏聞と見たり此の時信使

を来りし来りし朝鮮國圖書方記に

朝鮮國王李揮奉書

日本國殿下

此間因廷臣啓稟屢問對馬島主義成柳川調興

傳致貴國勤款之意要請弊邦信使而為縁支非

常例未敢輕議今日貴國平定大坂統合日域豈

非彼此生靈之福哉况今日修好敦睦茲遣使介

為報懇懇將此曲折已奏天朝只願貴國益嗣好

音母負信義不勝幸甚不腆土宜付在別幅統布
盛亮不宣萬曆四十五年五月日別幅鷹伍拾連
虎皮參拾張豹皮參拾張人參貳百斤全禰參拾
足花縞絹伍拾匹絹段百匹白苧布伍拾匹白細
伍拾匹里麻布貳拾匹花席貳拾卷青皮拾枚墨
拾挺黃毛筆貳百枝白帛參拾卷整

按此時信使我々國一統の賀として来休 公家
臣柳川調興嶋川内匠及僧傳藏主を供し東武
臣に至ら休計使具由奉圖小具一々七等相謝

同又按此國書及別幅松尾七右衛門島川内匠信使之上

友朴大根と同く茶偽撰セリとの也筆者傳

藏司此年柳川一件記録善隣通書據り考ふ

此後柳川一件之時調興私國王別幅加増也

諸事大猷君傳尋有比度の事也

同又按此時台德君朝鮮國王に復せらる書

日本國源秀忠奉復朝鮮國王殿下珍翰焚誦卷
舒教過特勞三負官使兼贈多般音産如目錄頌
納厚意難謝感欣有餘柳大坂孤主企及逆陰謀

為太平其賊達誅戮之靡有孳遺今也國平民樂
海晏河清夏已聞貴國忽奉天朝而賀弊邦之無
為實宿契堅也按也字恐彌不渝盟永可修隣
好餘蘊付在三使舌頭而已維時晚秋自愛珍重
龍輯丁巳秋九月日日本國源秀忠按別幅
去考
同又按慶長丁未元和丁巳寬永甲子三度信使
の来る我々國答書此一書の外考ふ所から記
録此年七月信使馬島に着し八月上洛伏見城
おいて接見あり返書傳長老此書を修むといひ

又正徳信使録ニ柳川調興一件の時以前丁未丁巳
甲子三度の我國答書いつまも私ニ改造せし事
調興とふせしと有り此答書真の國書也や否不
審之

元和四年戊午明の萬曆四拾六年此年
公書を禮曹に以たり往年平智忠をして海峽渡
らむるの時公貿の牛角其の備を欠きり飛艇を
して此ま我送らしてめて風勢の便ふらざるによりて
其の期を失ふひあり其の後此年に准しとて

公質を減せらばとの不審しとあり時禮曹參議李
命男書を復して凡公質の事牛角其の備を欠
くまにあき銅鑠鐵物胡椒丹木のたぐひ其の
おろろ處に隨ひ以つてたき足にたき元數いま
たうつて減せざるありといひ也考へてた記を
按まの由有し事近比の
人おふかたあるらん

朝鮮國禮曹參議李命男奉復
日本國對馬州太守平公足下
續奉遠書深慰深慰里角雖不上未該價數内或

銅鑠鐵或胡椒丹木隨其所送物而足之則元數
未嘗有減行之每歲已成規例足下亦順受而無
敢違者以其理勢然也今至八年之後始有此言
殊未曉其所以也交隣之道貴在誠信風之便不
便尤非所當論也所獻禮物轉啓收了仍將土宜
云々公質物件着令該司隨便覓副統希照答不
宣萬曆四十七年五月日

和文
續て遠書を承りたるに
續て遠書を承りたるに

鐵鐵胡椒丹木のたくひ其送る所に隨ひ以て其
の惣敷を足る事ある時元敷未クつて減せさる
也毎歳此まぢおこのふて定例たり此ま理勢の
おのりから然る所の也然れ今八年の後ふき始て
此の言あり殊に世のやむを曉さる所の也交隣の
道誠信に有るのこ且風の順不順に至りてい
かば起るのにあはし餘に照察をぬかふのこ
同按に此書に黒角雖不上来云々行之毎歳已成
規例今至八年之後始有此言と有りいまた其

詳を考ふる所ありおとふに往年平智忠ゆして
北海を越へしめらまの時公質の牛角備を欠
事ありしにすて飛船をして此ま送らま
しに其期を失ふしを以て某府をして計ら
ひめて公質の敷を減し此まよりして例して
此年に至るまで毎年元敷を減せしを
然らむ今此言あるから大抵彼ま我州を
侍の事凡其處にかたあるに至りて其事朝
廷にあきていまたつて聞知らまらるる如くして

姑く某府をして中向にありてこまを取り計ら
しめたり今此年またうなるに此計を出て一なる
存一但此書禮曹よりして既にかくのふとく不
時ハ里角若備を欠く事有まり銅鐵鉄物椒
本の類凡其時我州の送る如に随ひて以て此
を足りて公質の元教何きの時よありて未
て減せざる也と心得て然る存一

此年金山館管造成り

同按：此後元錄十三年草梁館修治有り一時彼

國巡管の関文に 倭館設入在於戊午而至
於戊辰 按寛永五年 壬申 按同八年 而西巡修改云々と
有るに據り也

元和六年庚申夫人を娶の事を朝鮮に告らまたり
同按：此の事此後絶一なり

同又按：此より先元萬曆四十三年禮曹奉議
全緻々書：婚娶相賀古無是禮文隣之道豈在
乎此といふと知ハ此の事往々告りて可あらむ

元和七年辛酉明の天啓元年朝鮮光海十三

年我州宗讚岐智順を正官として丁巳信使の報
聘として國王使を彼國に渡さる按此の時國書之事
慶長己酉年を蘇

平景直報聘の如
考ふ

同按此年國王使を渡されし之事柳川調興

台徳君伺ひしよしに元和三年丁巳報聘

の事慶長丁未の例に依る所をの報ありと偽り

報せしよりて公宗讚岐を正官として報

聘使を渡さし也

同又按己酉年を蘇平景直慶長丁未信使

の報聘として朝鮮渡り事神君の命より

出る時此年丁巳信使の報聘として國王使を渡

しるの事己酉の例を以て台徳君伺ひ

ふさむに何の碍る如ありむかふに調興我州

を覆にありありし此事を上聞せん

但我州を誑く國王使を渡させ他日我州朝余

を偽り私に報聘國王使を渡さるなりと

偽りの奸計を以てく偽りを構へたる也

元和九年癸亥明の天啓三年此年朝鮮光海

君廢せしは純孝王即位有り 公古川右馬助智次
をして賀を以たさしむ

同按：即位賀使此の時より始まは奉表の事後慶
安三年の所并に考ふなり

此年八月 大猷君將軍宣下有り 公此まを朝
鮮に告ぐ

同按：告慶の事此時より始りしなり 但此年朝鮮國
王即位を賀せし書の略：向承貴國新祚奉邦
世子亦襲位交隣之際同慶賀於一時と有り

禮曹參議金德誠書を復せし略：廢朝昏乱
自絶於天 天眷我東聖人誕作况聞貴邦世子
踐襲宝祚景命維新是何兩國之慶共際一時
耶地隔萬里運同千載云々と見たり 此の時別
に告慶使ふかりしを見たり 此後慶安四年
嚴有君延宝八年 常憲君宝永六年
文昭君正徳三年 有章君同六年 當殿下
宣下の事何しし時に使をして此も代禮曹に
告ぐ又儲君降誕及 養君の事又例し告

らまゝ也

寛永元年甲子同(一)御宇明の天啓四年朝鮮純孝
王二年此年朝鮮鄭豈美弘重辛啓榮故(一)て来り
て大猷君の継位を賀せ(一)む政事撮要此の事を
記して先是倭酋秀忠傳位于其子家光遣僧使
玄方来聘東萊請修世好至是遣鄭豈美弘重辛
啓榮等回答仍令制还人口とあり翌天啓五年乙
丑記して鄭豈美等回自日夸刷还被虜人一百四十
一名閩白言欲盡刷送以其人等己生長子孫不

能折居云々と見たり此の時信使にたらまるとよ詠の國
書清陰集に見ゆ我の記録に見ゆ(一)との同(一)からは
考と(一)てた(一)記(一)に(一)新(一)刊(一)の(一)身(一)の(一)善(一)嘉(一)年(一)朝鮮(一)使(一)節(一)書(一)買(一)

韓國書致日本國王

上年貴國遠勞使价越海脩聘良荷善意按此指下
我元和

七年使宗讚岐賀
順報聘事上言之属因皇朝毛師奉命東萊駐劄

弊境饗饋禮繁知内少暇靡遑報謝迄用歉然昨

因馬島傳報按政事撮要先是倭酋秀忠傳位于
其子家光遣僧玄方来聘東萊請修

世好至是遣鄭豈美弘重辛啓榮
回答仍令刷还俾口指此言之憑審賢王光承

今緒思_レ継_レ旧信隣好之誼_レ寔_レ切權慶_レ茲遣_レ近臣_レ顯
備_レ賀儀兼脩_レ答禮_レ土宜_レ甚薄塊_レ欠_レ大幣_レ所冀益固_レ
鳴_レ基_レ茂膺_レ休祉_レ毋_レ忘_レ畏_レ天之誠_レ永思_レ保國之道_レ不
宣

按_レ此之時朝鮮國書我_レ記錄_レ見_レし_レし_レのハ
朝鮮國王李_レ佐奉書日本國王殿下上年馬島
遠_レ勞_レ使_レ价_レ越_レ海修_レ聘_レ良荷_レ善意_レ就傳報_レ憑_レ審賢
王_レ承_レ令緒思_レ篤_レ前好隣交之義_レ寔_レ切_レ權慶_レ茲遣_レ
近臣_レ顯備_レ賀儀兼修_レ盛禮_レ土宜_レ甚薄塊_レ欠_レ大幣

所冀益固鴻基茂膺休祉不宣天啓肆年捌八
日とありてこの清陰集に見しものとかくおろ
からさうし_レおろし_レに元和七年宗讚岐報聘使ハ
リ_レの事_レ台徳君を詔_レめさせさる所_レ下_レて
ま_レりたく柳川_レ私謀_レより出_レる_レを_レりて此の書
上年貴國遠勞使价越海脩聘良荷善意の句
より直_レ就傳報の語_レ連續_レして且貴國を馬島
の文字に改め往年報聘の事此時我州去方をて
信使を請_レま_レの事此兩事を混乱_レしてかく偽撰

腹_レ子_レ

せしと見たり又土通より其に慶長十二年元和三
年兩度之圖書しふ柳川改造せしといへども其國
書彼の國の書籍に著らばきしものいまた考す
は乃た大抵此度の事に類し知るなり
又按：此時我國賜ふ如の銀幣信使固く辭して領
せさるむとん其を事なくして受く候ふ及て又
此より我州に送了俵唐を刷還するの資とふ
さしむ 公此きを朝鮮に告げ其送せして必に
此より受けしむ 翌て丑年禮曹參議李穡を

りて書を復し 三使幣物事彼此相持一向堅
執則轉輾亦違無時決欲亦合於禮義返有損
於交際不亦未安之甚乎茲乃曲從未論開陳
三使屈意受之といへり
同又按：此の時信使を請ふ一事 東萊府使全徽_徽
書我公に復して信使之請實出修好之意
豈非兩國之幸轉稟朝廷則許以專价賀尤可
喜也といひしより以來信使の来る此年に例せしゆ
艱澁の事ふくりし也

同又按三我州朝鮮通交の支輪番以前其^者審一かた記を
の頗る多しゆをとりて正徳年 文昭君己酉
年の事^時と御尋あり^時 按三此の事正徳辛卯
朝鮮通交の事寛永十三年以前専ら柳川^管
といひ如くして其後調興^事落着せし時其記録
せしもの彼も私に悉く禁記せたりしを以て以前
の事今とありて考ふ^事益からざるもの多し歎^事
^事に也と及らまたりし也此後 公儀御尋の事
ふとあらむ時直しく其の始末を慮り姑く此意を以

て答らるる程に^事の也
此年東萊府使全^事繳を^事て書と我州に復せしめ告ぐ
る^事綿花^のの^事ら^るを^事と^りて^事公^事質^事綿^事布^事其^事の^事平
木を以て領取せむ事^事求^事め^事し^事也^事其^事書^事左^事記^事を
朝鮮國東萊府使全繳奉復
日本國對馬州太守平公足下
獲奉^事惠^事札^事足^事當^事觀^事面^事慰^事感^事交^事至^事歲^事船^事雖^事有^事年^事月^事之
遷延次第甚明前後混雜之弊何足慮也近因水
旱^事米^事花^事不^事實^事公^事質^事價^事木^事比^事前^事似^事劣^事以^事致^事貴^事使^事監^事退

改備之際弊端不贖未可嚴諭收領以紓窮民目
前之急耶木花若實復旧非難勿以仍成規例為
憂幸甚統惟照亮不宣天啓四年六月日

日本和文

惠札を承るる歳艱の来る其の年月の前後ありとふと
いふも其の次第をのつかり分明也とと混雜の弊あるに
いたらば且近比水旱の災に因り綿花ののらざる事を
以て公質木以前の好一たに志りざるに似たり
貴倫より其よりからざるを除き去りしは收領取

は事あり今其の好一たを備へむと欲して終いに此ま
たいたしかたに綿花ののらざる嚴諭一姑く此ま收領取
せしめ以て窮民目前の難をさくいと且綿花のみ
のるを待て他日また地の旧記に復せむ事豈此
より以て定例とせば事ありむや幸に察を賜へ
同按此時彼國綿花ののらざる也とて平木を以て納
ま又此事他日の定例なるべからむといひし我州
其請を志たりし也後の書に往在甲子乙丑
年間因木花失稔移書貴島許以常木支給民

被其惠得_レ至於今とあるに據る_一此年々常本を
以て納ま_レおくるの事始_レりし_一て此の後又綿花
このらさほといひて姑く五升の本三拾五尺に満
るを以て納き送らむ事を請ひ此ま_レりし_一て
終ひに其常本を用ゆるの事とあり_一也巧あり
とを_レ登_レり

寛永二_二丑年公禮曹_一送ら_レま_レし書_一の略_ニ
且往年詐歲遣大中小各落_一旧例則其報章曰大
中小舩公質價木前既酌定何可_レ每境改_レ之々然

如萬曆三十九年及翌四十年則依約條領受既
而以_レ減至今日也とあり同四年丁卯公朴同
知にあたりし_一書略_ニ夫堆己酉之歲仙果景
直超海講_レ約辛亥年始送使舩貴國許以大舩八
同中舩六同小舩四同翌年壬子亦復依_レ旧接遇
癸丑之歲有_レ吾邦大坂之乱差使等蒼黃还島公
質物件_レ不論未收之有無然後以來至今以大舩
四同中小舩二同接待云々と見_レたり
同按_ニ天啓四年二月禮曹_一奉議崔_レ来吉_ニ我州_ニ

復セ一書に推歳遣船公賀木布只依近年已行
之規非有簡忽新措之意也と見一の外彼々答
書考ふ所からにおもふに其の比此の事ありと見
同又按後寛永八年礼曹公復セ一書に甲寅年
公本追納の事を論セり甲寅の慶長十九年あり
丑年大坂の事あり一を以て公本未収に至り一と見
一たり

寛永三年丙寅十一月公始て書を礼曹に以たり一回

棹の事を告らまたり
同按告還の事此の時より始り候
寛永四年丁卯明の天啓七年禮曹参議金湜書
を我州に致し此年綿花のころらざるによりて甲子乙丑
年の例の如く公賀價本姑く常木を以て納き送り
其の稍のを待て旧式に復せむ事成り也其の書在
記に
朝鮮國禮曹参議金湜奉復
日本國對馬州太守平公足下

船到獲書隨審若序自玉浣慰良深弊邦之民近
有太困不堪者隨便相濟實兩國敦睦之義也不
得不據實具告惟是下裁警焉綿布之美惡係於
木花之豐歉今年水旱近古所稀木花之大無非
但慶尚一道八道無不然想貴島之所悉聞也布
品之不如前實由於此非欲故落旧規也貴島使
价不諒此意必擇取精細而長者餘皆黜退奉道
責之民間無路補辦徒以鞭朴皆壞逃散豈非目
前難堪之弊乎往在甲子乙丑年間因木花失稔

移書貴島許以帶木支給民被其惠得至於今不
幸今年復遇此灾倘蒙查做前例姑以五升木滿
參拾伍尺者收捧則廢故蒼生燃眉之急而待他
年木花稍矣何難復旧哉冀足下更加商量彼此
均有便益幸甚幸甚不宣天啓七年十一月日

和文

船到書承以是弊邦之民其凶年以來困乏
堪一之事事皆是常に便りに随ひ此きを多く
事を蒙むる實に兩國相睦しく在るの義あり今其

実によりて相苦き事を得たるものありぬらうか此ま
ら祭を賜へ綿布の美悪木花のしむるとこのらさると
にありかりて今年の水旱近古の稀ある如也木花の
大ひにものらさる但慶尚の一道のしにあらは八道にい
たりて皆然らばと事あり此ま貴島の法まむらりに
聞くと事誒なるなり今公木の前日に去らさるもの実
に此のゆへに貴使此意を察する事あり徒に旧
規異也といひて必らに其の品好しく見長なりものを
擧らひ取りて其宜しからざるを除け去る道此

また民間に令し其の好しきを備へ辨せしめ継ぐに鞭
扑を以てして民安の心ありたまふ目前堪へかた犯の
弊にあらばやまに甲子乙丑の間にあたうて按甲子
乙丑寛
永元年
二年也かりて木花此のりたるを以て此ま貴島
に通し常木を以て納まおくり民々に至りて其
恵をさふむる事を得たり今年又不幸にして此
の災にあへり若前例に依り姑く五升の木三枚五
尺に満るを以て領取する事を蒙らばおし祈らう
の民間屑を燃くくおとくかざるの急をもくい且

他年木花の漸くこのを待ちて其の旧を復せし
め、彼此にあつておろしく便益ならむ所あり、相議して
此處に處する事を賜へ

寛永五年戊辰明の崇禎元年此年禮曹參議鄭
百冒書を我州に以て、我の凶年に依つて送使の
接待に難しといひて姑らく以て渡さるの年条
船を停めらむ事を請へ也其書左に記す

朝鮮國禮曹參議鄭百冒奉書日本前出使使臣
日本國對馬州太守平公足下

秋候清爽、緬想起辰勝、常瞻向之勤、無任區々敬
邦不幸、自春徂夏、旱魃為虐、野無青草、種不入土、
大侵之憂、八道同然、節屆秋成、民皆阻飢、道瑾相
望、遇災之酷、前古所無、公私掃地、物力蕩竭、此時
接應之事、其可照常為之乎、目下留館諸人、亦難
供應、若或有隨後出來者、雖竭一道之力、萬無支
堪之理、比實貴島之所明知、烏不為之動心乎哉、
古者隣國遇災、有祭糴相救之義、切願足下深思、
古道、曲念災害、前頭雖有應遣之船、姑從停寢、以

待豊稔則足下克盡恤隣之義弊邦獲免失待之
愆客主交際委屬西便唯足下諒察幸甚仰藉厚
誼輒此布告不宣崇禎元年十月日

和文

弊邦不幸一遭早魃之災八道同罹然饑饉
之災前古之無死也也一を以て送使接待の支
平日の如くありかたし今館に留るの諸人又既て
供應にかたし事有り此後又さらに出し来たん事あら
一道の力を尽はしむとも此まに堪居たの理あり
許がいく古隣

國災に遇事たす其の穀を運相救ふの義を思ひ
姑く以てたふくらさるの歳船を停め以て豊年
を待つ事を蒙らる貴州にありて其隣を恤むの義を
尽し弊邦又の接待を失ふの愆を免くまむ客主の
間各其の便を得むに仰て厚義をたのむに此の意を
布く此年金山館修補の事有り同按同九年壬申
再の修治有り一と見にたり此の事後元録十三年
草梁館修補の處参考をし寛永六年己巳同一に
清寧明之崇禎二年朝鮮

純孝王七年比年僧玄方杉村采女智廣をして朝
鮮國に使せしむ此より先記明の天啓七年丁卯彼國女
真の変ありて東萊府使柳太華書我州に送りて
國家不幸奴賊梗化謀襲天將犯我西鄙惟我聖
上赫怒興師銳意勤滅徵斃方急繼以運餉滿館
送使料布各官力不遑及接待之禮恐有闕如推
願軫念困難撤回使船以濟一時之急待度定復
修歲禮不勝幸甚といふを以て姑く歲船を停め
此事を請しゆへ公其の事を東武に訴はらむたり

同五年戊辰大猷君藤堂和泉守をして公に諭を
歸州の後使を朝鮮に遣し事勢を探し若彼國難儀
にいたる事あり隣好の誼を以て援兵を遣はさば居
たの仰ありしゆへ此年正月方長老を使として杉村
采女智廣を副として朝鮮王城に至り其の事
を告めらば此時禮曹に送はるの書たに記に
日本國對馬州太守拾遺平義成奉書
朝鮮國禮曹大人閣下
僕客歲役事東都無恙言歸只惟錄平貴國腆愛

之力感幸感幸今者以殿下諭吏預私專于貴廷
桑林和尚淳孟忒副以平智廣伏乞徵入王城親
兼宣問庶示明議何如且達前者屢獲圖書旨况
務之間未遑裁答是亦附楯便口布仍將輕薄方
物聊表寸忱歲律回新若序珍蓄統惟煥諒寬永
六年己巳正月日

此年閏二月十七日兩使釜山に至り上京の事ありて
に彼國甚だ此意を難たむしふる事調り四月六
日釜山を發し同廿二日漢城に入り同廿五日其の國

王に謁はるに方長老奴賊の事を禮曹判
書洪瑞鳳参判李景稷に問ひに彼意を答ふは
其意既に定まりしを以てせし五月廿一日王城
を發し六月十七日兩使我國に還る此時東萊府使其
の一時格を破り上京を許し事を告し事有りた
記す

朝鮮國東萊府使柳汝怡奉復
日本國對馬州太守平公足下
差舩來到獲奉惠翰就審近况佳勝良慰良慰桑

林上京^島使^島臣只能馳啓而許否在朝廷竊聞朝
議以為三十年未開此例况桑林之來既無國
書理難開許第聞要傳聞白之命今時破格許之
實一時特恩不可援為後例想足下亦自諒諒也
餉儀謹領薄物附函統希照悉不宣崇禎元年大
月日

和文

若船未到惠翰を承は桑林上京の事辺臣只好く未
達に馳啓して其許と召に至つて朝廷の處を

知あるの如くに聞く朝議おそらく上京の事三十年
未開の事として且桑林の來る國書のとらるに
那に時^二理^一において開に許しかた^一然も其^二聞^一白^二の命^一
を傳ふは事をいとむはをきくよつて今志らく格を
破り上京を許す此も實に一時の特恩此も破て日
後の例と為るを危からん想ふに足下此の意を体諒せむ
此の年朝鮮禮曹參議宗克詔をして玄方を使は
はの書に復せり其書左に記す
朝鮮國禮曹參議宗克詔奉復

日本國對馬州太守平公足下

日本其弊邦息矣講好共享太平于今三世貴國

按州字 恭通南徼至誠效款無所失墜朝廷每垂

之說 罷嘉蓋為此也今者方長老遠涉鯨海未致貴國

之意其忠勤尤可尚也許多同答都在長老舌端

茲不靦縷但所云平遠通貢一欵不容不言丁卯

歲狂胡暫擾西鄙未幾悉皆平定彼旋請成遂許

通好即今疆域晏然無狗吠之警則不至煩貴國

之憂也若曰為皇朝擊胡平遠云則其言似矣但

蕞爾小醜皇朝自當討滅且自古未聞有涉滄海

之險越入之國數千里而其久闢者也皇朝粹聞

此言必致疑駭非弊邦不敢以此上聞貴國亦不

當登於口也自餘不復一一崇禎二年五月日

和文

日本弊邦兵息矣好講一其以太平共享之也

の既てい三世也貴州我々南邊に近く至誠を以て

して矣小事亦一朝廷に思寵を垂るもの此まら

ため也今方長老遠く鯨海を渡たり未たりて

貴國の意を以てに許多の問答都て長老の舌端
ありまに委曲におよばた但しとよ海遼を平ら
け貢を通するの一事に至りていさ体事し得
ざるの事なり丁卯年胡奴暫く我々西境をこた
る幾らくふらにして尽く平定せし彼を終ひに其
和を請ふよりて此より通交を許す即今邊
境安然なり幸いに貴國遠念を勞する事也
き天朝の胡を撃つて遼を平らむとよに至りて
誠に然る事なり但此小賊天朝おれ律から此を討

滅せむ且古よりより蒼海の險をこたり人の國を越一數
千里にして戦ふ事ありや聞りて天朝若し此の意外の
事を聞りて却て疑駭を以てさむ弊邦あてて此を伐以
て上聞を登からざるの事にあらに貴國又宜しく此を伐
口に奏せさせし自餘詳りに復せし

按て攻事撮要此事を記して對馬島備遣僧玄方
等至釜山請上京口陳機變朝廷許之而使後
勿為例玄方至京請通貢上國助兵平遼且請下
勿減公質木質等事並不准許別加賜予玄方

還と見たり

同又按：此時方長老朝鮮に至り彼國へ傳へら
まし旨此の禮曹復書及攻事撮要并に國王辨誣
の奏奉其の不知互に詳略の同からざるありとい
ふも何事も東武の仰にあらざりしもの也

又按：宗氏家譜及寛永十三年信使録の不知に據
るに柳川一件の時公我の國威を仮り強じて方長
十老を朝鮮王城へ遣はし私の訴ふとありし如く
調興とふせしによりて公禮曹復書を驗し執

政諸公一呈せらまきりしに其書契又偽り造まる
ものにして方長老にたらに知の禮曹復書

ありしと調興再び訴たしによりて終ひに一
件に至りし也今此の禮曹の回契を見るに我の
國大明のために胡國を撃ち又貢物を大明に
納めむとせしむふといふの唯東武の仰より出て
し旨のいふに又我の國を以て中國の藩臣たら
しむる也此書東武へ披露あるべきものにあら
ば不審し事也

同年十二月朝鮮邢金知崔判事をして来り此年
玄方を使せらましを謝し且同慰を以たせり
同按譯司を以て使せし事壬辰後始て見たり古一
圓通寺公指館 妙泉寺公封城襲まし時彼
國兩譯官をして慶吊を以たせし事宗氏家
譜に見たり其後
龍潭院公の時禮賓寺正尹殷輔を以て使せし事
全安國々書に見たり也此比褒異の事あまは
時朝官を以て使命を以たせしと見ゆ此事

龍源院公の所注を奉考す此の後使命は
事あまは必らも譯司を爲すの例とありて朝
官を遣ふの事終ひ絶たり
同又按後肅應三年信使講定の事として訳使を請
まし時礼曹参判申翊全復せし書に信使之
行朝廷既為准許其敢喪期別送譯差曾無此
例如有申復之意則須於同慰譯官之回面論
幸甚といひ也東某府使任義伯々書に各官
入送之示係是規外不敢以聞於朝廷而足下

還自江戸宜有回慰之差援請南宮起往西譯
此以無替旧式而兼副盛懇也とあり延宝九年
天龍院公講定譯成請事一時礼曹条議尹指復
せし書に信使之行講定規度雖是旧例実荷
盛意向慰西譯赴期差送といひたり寛永八年
崔船の西譯をてまりて公本の事を議し同十
一年洪崔兩譯馬上才を率ひ来り慶安四年
朝鮮國王即位賀使此回答として金尹兩譯を
来せし外公私吊礼及我州襲封の事成除は何事

を回掉回慰として且其一時の事を兼許来せし
この事此後享保三年戊戌大衍院公節目
講定使を請事たりしに東萊府使趙榮福書復
せし略に講定詎古之專差既無前例理難用許
而書意懇々如此其在交好之道不可以終孤
茲即稟知朝廷用副勤請といひて各別に講差
遣りしるも禮曹講定使を送るの書無かりし
故に再び其の事を禮曹に訴へ専ら其の書を
亦めらましるも彼國終ひに此事を許さざりし也

此比朝鮮國王日本と婚姻改通ト且款を女真
に納るの事明國其の聞へ有り一ゆへ此年朝鮮
純孝王奏本を具一其の事を訴へ明らめらまし
也谿谷集に見ゆ又方長老使せし一の事を載せ
たり左記に

辨証奏本

朝鮮國王臣姓某謹奏為下仰陳証枉冀蒙昭雪
崇禎二年五月初三日准禮部咨節該改貢道以
杜隱憂事欽命督師劉遼都御史袁崇煥題前事

内有朝鮮其傳為媾今又非故不競而款于奴等
語准此行據議政府狀啓該臣等切詳本國貢道
舊從遼方自奴氛作惡早路斷絕朝廷許開海道
以使朝聘往來無阻已近十稔今忽申嚴海禁過
登道而經覺羣外藩隻俸只合遵依成命而已風
濤之危險道里之迂遠誠有所不言者第觀督師
題本内媾傳款奴等語者未不覺痛悶夫媾有二
義有和媾之媾有婚媾之媾不知今茲所稱指意
何居若曰和媾則近之矣往者倭酋家康滅平氏

而代_之盡_及秀吉之為請_和於本國_{本國}不敢擅
便請_命於皇朝_而推許_之每歲就_邊上_開市_而不
許_上京_至本年四月間_有對馬島僧_玄方_來到_釜
山_請詣_諛曹_陳其_事情_姑許_上未_問其_所言_大抵
請_准給_和賣_欠額_且欲_得禪_僧及_樂工_以教_回人_上
因_言往_年貴_國被_奴兵_槍害_隣國_之義_不可_忍視_一
欲_為我_發兵_擊胡_以雪_中恨_其言_極涉_誇誕_且無_三
文_書謾_曹嚴_辭峻_斥言_奴夷_之難_即以_平定_皇朝
方_發大_兵進_擊遼_瀋虜_勢已_蹙非_以自_當殄_滅渠

遂_不復_言旋_即還_去蓋_本國_為疆_域生_靈計_不能_三
痛_絕待_奴實_非本_情亦_皇朝_之所_洞燭_也若_曰其_三
待_婚媾_則此_言何_為而_至哉_夫言_不近_而更_之無_三
據_者智_者所_不信_以督_師之_明畧_猶為_此言_得非_下
地_遠情_隔有_所未_盡照_察而_然耶_丁印_之難_本國_三
猝_被奴_槍兇_鋒逼_近宗_社玷_危因_伊賊_索和_權與_三
羈_縻以_緩燒_眉之_急至_其迫_我以_非理_要我_以難_三
從_則皆_執大_義以_拒斥_之虜_雖兇_桀亦_不能_強我_三
羞_人未_往各_用均_敵之_禮畧_無絲_毫遜_屈業_已具_三

實陳奏皇鑒下照深察小邦奉情溫旨慰撫舉國
感泣不料今日乃有款奴之語也聖天子明燭無
隱宜無他慮然然而不辨終無以自白其冤狀合
無備將奉國情事具奏陳辨使天下瞻聆舉絕纖
芥之疑允合事理等因具啓得此臣竊照小邦不
幸南隣傳奴北接女真往在子辰遭秀吉之毒螫
八路魚肉先臣昭敬王赴懇皇朝欽蒙神宗皇帝
拯救之恩社稷不隕國命再續及家康革除平氏
請修隣好狡夷多變誠不可託以與國顧勢有難

於終絕者遂奏稟皇朝然後許開關市以中其欲
要令邊境得免寇抄之患歷二十餘年而傳僧玄
方之來始許一番上京小邦前後待待實狀如斯
而止耳天日在上豈敢有隱小邦雖僻在海外禮
義倫理粗有秉執雖在臣庶之家男女嫁娶絕無
淆亂只流族望區別甚謹况此澹遠醜類不比人
數渠雖自恃強悍肆其憑陵自小邦視之恒若虫
蛇異物不忍相近且如玄方所請禪僧伶樂之屬
本無閩童猶復斬固者不欲以國中文物輕許異

類而若將黜者然况肯與之嫁女娶婦結秦晉
之好以自污其家世而不之恤耶往歲陪臣之到
京師也部堂偶發此言陪臣痛其辨白不謂一種
傳訛猶未熄滅也督師之為此說非故有意於毀
小邦也必是過聽訛言而不加舒究然自臣聞之
實有傷心切骨之痛雖欲無辨不可得也丁卯羈
縻計出權宜度之顛末具經天鑒誠有不須多辨
者蓋臣承皇上之寵命守先人之基業不能網繆
陰雨自固壘圍一遇豕突摧衄顛沛茹憤忍詬以

為緩兵之圖每一念未不覺心腐以是為罪死亦
無辭若真以為款奴則非其情也臣雖萬殞猶有
餘寬伏念聖明之於小邦照臨若日月恩育若父
母凡有冤枉必蒙矜察此臣之所恃以無懼也但
以橫被垢汚流傳天下撫躬慚慙寧欲顯受譴訶
若復含糊泯默不自暴白是臣自外於天地生成
之度而有所不盡其情非地臣子所以度君父無隱
之義也茲敢剝瀝肝肺仰瀆宸嚴伏願聖慈曲垂
鑒燭加以臣之所陳有可矜憫快下明旨昭示前

雪使_下天下曉然知其_中實狀則不唯微臣身銜感墮
結環東土數千里拳皆脫覆盆而仰天光矣臣無
懇切崩迫之至緣_下係仰陳誣枉冀蒙招雪事理_上為
此謹具奏聞右謹奏聞伏候_上聖旨

和文

朝鮮國王臣姓某謹て奏し仰ひて誣を陳しし
て羞辱を照しむるのためには崇禎二年五月初
三日禮部の咨文を承り師を薊遼に督屯
は都御史袁宗煥より不きに朝鮮倭と構を

以たり好む女真にむきふを聞くよりく貢道を
改むる預りしめ隠なる憂をぬきく恐りとよりて今年
て貢道を改む議政府臣に啓すは高麗におきふ本
道の貢道本遼左よりして女真乱をなすより貢
道断絶せり朝廷よりして海道よりして朝聘せむ
今又海禁を嚴しし船を登州に泊する事を許
さん覺華よりして陸路を行くむ外藩にあ
つて其の風濤の難く道程の遠にありて辞せざる
此の也但督師のしふを知其の倭に構し奴に款を

るの請に至りて見まかりて痛悶絶を媾に二義有
り和媾を媾有り媾媾の媾有り若し倭と和媾を
とす時其理あるに似たり先は倭商家康平氏を
滅し悉く去り吉くを休処に返し和成本國を請ふ
よりて本國命を皇朝に譲り姑らく此まゝ和を許
る一毎歳邊上ありて市を開らし上京を許したる
年四月對馬島の僧玄方金山に來り上京し事情を陳
せむと請ふよりて姑らく上京を許す其不処を聞
くは大抵欠賣を許し給ふるの事一禪僧おしひ樂工

を請ひ其國人に教へむ事を求む又其國往年女
真に擾らば隣國の好むを以つてため兵を發し胡を
撃ち旧忿を洗ふ事を其の不処極めて誇誕し
て又持らしまる文書の憑る處に多しよりて禮曹嚴
告はに胡奴の難既て定まり且皇朝まさには大兵を
發し以て其の境を壓はるにあらんしておれはから珍
滅を極しといふを以ては彼を再びいふ事なくして還り
去り奴本國邊堺生靈のためをとりて倭と相絶
つ事あたはれといふも然ると其の本情にあらずは

この事誠ニ皇朝志明らんに燭らば知也と傳と
婚媾をといふ如きに至りて誠ニ其の理に近からば
して事の據り知無れとの也此も智者の信せざる
知にして今輜師の此の言あるはのにおもふ其地表
々情隔りきり恙と察せざる知あるを以て至るの
と又丁卯年女真の乱本國既に危ニ近し且彼を
和を求むるにまつて姑らく此もと通はといふも其便
を以てせしむるに至りて各對待の礼を以てして敢
て少くも此きに屈せざる事無しおもはりた今日

奴に教ふるの語あらむと聖天子の明を以つて燭らば
と不知なりといふも直しく奏奉を具へ以つて其の
誣を陳せざるありとすらばとまつて臣密々におもふ
小邦不幸にして南の方倭と隣り北の方女真に接は
先代壬辰年秀吉の乱八道此きり為に奥内せらる先
臣昭敬玉皇朝に訴へかたき事多く神宗皇帝此を
を救ふの思を蒙り國命再たひ續く其後家康平
氏を滅し隣好を修めむと請ふに及夷狄共に交り
を接しかたき事知るといふも其勢終いに絶ちかたき

を以て此を我皇朝にもつゝ開市を許す。以て其欲に
満たぬ姑らく色境の安堵を計るのこ此まより二
十餘年を経て倭僧玄方々来たる始めて一度上京
を許す。小和倭を待つの事前後かくの如くなる。
過に天日上に有り敢て隱を事あらむや小和僻して
海外にありといふも又頗ぶる禮義倫理有る事を知る。臣
庶の家といふも男女嫁娶其所類を乱る事無し。此の
崖を降るの醜類人数に比せん。彼まいつから其強悍を
持のむといふも小和よりして其まを見る常に虫蛇異

物の如く相近づくに忍いをも思其請ふ所禪僧樂工の
類ひに至りて其後此まを求め我許るまで其のハ國中
の文物を以て軽しく思類。あたむ事を欲せざるも
ゆへのいふもや此まと女を嫁し婦を娶たりといふから
其家世を汚る事あらむや往年陪臣京師に至
る時此の説あるを聞知此まを辨白せしむもいさうに
今に至りて猶其訛を傳へて居るさうむといふ今智師の此言
ある又小和を毀するは意あるにあらず。但其の訛言を聞
知て以て其に至るのこ實に心を傷む。め骨に切ふ

るの痛也丁卯年和を胡奴に許る所の事に至りて其
始末既に天鑑を経たり但臣皇上の寵命を承け先人
の業を専ら^{守り}預るに其患を慮り邊境を固く是は事
あたりに猝かに其害を受け姑らく兵を緩くまゝの許
を以ては^し此事を以て罪せらるるは臣死にいたるとい
とも又言ふらむ其の歎を胡奴に納るといふに至りて
誠其実にあらざるもの也今聖明の燭らるるを頼むと
いふも今此汚きを被り耻を天下に傳へてし^し明ら
らばいつから辨むる事なくむ君父にけりて隠る事

無きの義にあらば願くは速くに明旨を下し昭らした其
耻辱を湔く事を賜ふ唯り微臣にあつて大恩を
感ずるのらふらば一國數千里の民をして尽く覆盆の
下を脱し再び天光を仰ぐにめむ右謹て奏本を具し
伏して聖旨を俟り

同按方長老彼國へ使せし事別に考へ考へる但
前書にいつるの中國此為に胡を撃ち負を納
るゝと有りし類總て此事を略し也禪僧
及び樂工を請ましの事以て考ふる所あり

朝鮮通文大紀卷之六

Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

